

平成 21 年 6 定 厚生常任委員会

佐々木委員

公明党県議団を代表して、本委員会に付託されました日程第 1 から日程第 3 の諸議案に対し、以下数点意見を述べさせていただきます。

まず、定県第 38 号議案神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例は、住宅で常時介護を必要とする生活上の困難性の高い重度重複障害者等に給付の重点化を図るため、重度障害者等の定義等について所要の改正を行うものであるとなっておりますが、障害者自立支援法の施行による在宅障害福祉サービスの充実などを踏まえて、在宅重度障害者等手当支給の対象者が絞り込まれ、支給額も大幅に縮減することとなるが、この改正が障害福祉の後退につながることなく、障害者の地域生活の向上に資するものとなるよう、見直し額の事業化について特段の努力を払うべきであります。また、かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱に基づく施策の実施に当たっては、広域的、専門的な観点から県の役割を十分に果たすとともに、県民の意見を踏まえながら進行管理を行い、障害者自立支援法の見直しの動きなど、時代の変化にも対応したものとすること。さらに当該施策の実施に当たっては、かながわ障害福祉グランドデザインの実現を目指し、神奈川県障害福祉計画の目標達成に資するものとするはもとより、障害者が地域で安心して暮らすことの難しさに十分配慮し、権利擁護や医療環境の充実のための取組など、県の役割を踏まえたものとし、障害者、市町村、事業者とともに総合的な推進を図ることを要望します。

また、この手当は障害者にとって貴重な直接的な生活支援であり、それを削減するのであれば同時に生活に密着した施策事業を計画し、初年度から充実させるべきであります。

次に、定県第 55 号議案神奈川県食の安全・安心の確保推進条例案についてであります。食の安全・安心の確保は、県民や事業者の協力なくして達成できるものではありません。できるだけ県民が参画できるための仕組みを条例制定とともに推進していただきたいことを要望いたします。

次に、がんへの挑戦・10か年戦略の中間評価についてであります。行政や企業、NPO法人といった民間との協働、連携は今後これまで以上に重要となると考えております。是非県民の積極的な受診行動に結び付くような幅広い普及啓発活動を、企業のネットワークを広く活用して展開していくことを要望いたします。

また、今後10か年戦略の中間評価が本格的に実施され、9月定例会では骨子案が示される予定とのことですが、きめ細かく現状分析し、課題を明確化することにより、がん克服条例をしっかりと受け止めた骨子案づくりを要望いたします。

以上、意見及び要望を申し上げ、本県委員会に付託されました定県第 38 号議案神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例に対しては、先ほど我が会派の小野寺委員から提案説明があったとおりであり、修正案に賛成し、修正部分を除く原案について、「この改正が障害者福祉の後退につながることなく、障害者の地域生活の向上に資するものとなるよう、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に掲げる施策の速やかな具体化に向けて、特段の努力を払うこと。」という意見を付して賛成することとし、そのほかの諸議案に賛成するものであります。